

インフルエンザ予防接種補助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、古河電工健康保険組合（以下「組合」という）の被保険者及び被扶養者がインフルエンザの予防接種を受けた費用を負担したとき、その費用の一部を補助することにより、定期的に予防接種を受ける機会を広く与え、かつ奨励し健康管理並びに疾病予防に資することを目的とする。

(補助の範囲)

第2条 組合が補助する範囲は次のとおりとする。

1. 個人で医療機関を利用し、全額自己負担にて予防接種した場合。
2. 事業所等において、全額自己負担にて集団接種した場合。

(補助金の支給要件)

第3条 補助金の支給を受けようとする者は、接種時に被保険者及び被扶養者の資格を有していなければならない。

(補助金の支給額および回数)

第4条 補助金の額は、第2条に基づき、接種者1人当たり、次に掲げる金額および支給回数を限度として支給するものとする。

1. 上限を2千円とし、実費を補助する。
2. 年度1回

(支給申請手続)

第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。

1. 個人請求

第2条1項については、被保険者、被扶養者が所定の申請用紙に、支払った費用の事実を証明する書類を添付し、申請するものとする。

2. 事業所等による一括請求

事業所等で個人の申請書を取りまとめ、事業主または事業主代理人が請求するものとし、別に定める申請書に所定事項を記入し、次の書類を添付の上、組合に提出するものとする。

①支払領収書（コピーでも可）

3. 補助金申請は、接種日の年度末（毎年3月の組合最終業務日）までに組合が受付けたものを有効とする。

附則

この規程は、平成29年8月1日より施行する。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

附則

この規程は令和6年4月1日から施行する。